

# JIS

## 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

JIS C 9607 : 2015

(JEMA)

平成 27 年 6 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.4.14 改正：平成 27.6.22

官 報 公 示：平成 27.6.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	5
5 定格電圧及び定格周波数	5
6 運転性能及び形態	5
6.1 冷媒漏れ	5
6.2 冷却性能	6
6.3 冷却速さ	6
6.4 冷凍能力	6
6.5 霜取性能	6
6.6 断熱特性	7
6.7 消費電力量	7
6.8 騒音	7
6.9 定格内容積	7
7 安全性能	7
7.1 温度	7
7.2 絶縁抵抗	8
7.3 耐電圧	8
7.4 電圧変動特性	8
7.5 圧縮機の始動特性	8
7.6 漏れ電流	9
7.7 消費電力	9
7.8 扉の開放力	9
7.9 扉の保持力	9
7.10 構造	9
7.11 二重絶縁	28
7.12 材料	32
8 性能試験	36
8.1 標準試験条件	36
8.2 試験方法	42
9 安全性試験	52
9.1 温度試験	52
9.2 絶縁抵抗試験	52
9.3 耐電圧試験	52

9.4	電圧変動特性試験	52
9.5	圧縮機の始動特性試験	52
9.6	漏れ電流試験	52
9.7	消費電力試験	53
9.8	扉の開放力試験	53
9.9	扉の保持力試験	53
9.10	構造試験	54
9.11	冷蔵室内水こぼし試験	54
9.12	燃焼試験	54
10	検査	58
10.1	形式検査	58
10.2	製品検査	59
11	製品の呼び方	59
12	表示	59
12.1	製品表示	59
12.2	包装表示	60
12.3	冷凍室の記号	60
13	使用上の注意事項	62
14	再資源化のための留意事項	63
15	試験装置	63
15.1	衝撃試験装置	63
15.2	試験指	64
	附属書 A (規定) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 (タイプ B)	65
	附属書 B (規定) 騒音試験	67
	附属書 C (規定) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫用電気部品の LP ガス爆発引火試験方法	68
	解 説	71

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 9607:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

## Household electric refrigerators, refrigerator-freezers and freezers

## 1 適用範囲

この規格は、圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした、定格内容積 800 L 以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積 600 L 以下の家庭用電気冷凍庫（以下、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を総称して電気冷蔵庫等という。）について規定する。

この規格の“家庭用”とは、一般消費者が日常生活用に用いるものをいい、製造業者が意図して“業務用”などとカタログ類で明示しているものは適用しない。

また、本体（タイプ A）と附属書 A（タイプ B）とは、個別に適用する。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 0445** 文字数字の表記に関する一般則を含む機器の端子及び識別指定された電線端末の識別法

**JIS C 0446** 色又は数字による電線の識別

**JIS C 1102-1** 直動式指示電気計器－第 1 部：定義及び共通する要求事項

**JIS C 1102-2** 直動式指示電気計器 第 2 部：電流計及び電圧計に対する要求事項

**JIS C 1102-3** 直動式指示電気計器 第 3 部：電力計及び無効電力計に対する要求事項

**JIS C 1102-4** 直動式指示電気計器 第 4 部：周波数計に対する要求事項

**JIS C 1211-1** 電力量計（単独計器）－第 1 部：一般仕様

**JIS C 1302** 絶縁抵抗計

**JIS C 1509-1** 電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）－第 1 部：仕様

**JIS C 1509-2** 電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）－第 2 部：型式評価試験

**JIS C 2110-1** 固体電気絶縁材料－絶縁破壊の強さの試験方法－第 1 部：商用周波数交流電圧印加による試験

**JIS C 2134** 固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法

**JIS C 3306** ビニルコード

**JIS C 3312** 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル

**JIS C 4908** 電気機器用コンデンサ

**JIS C 8283-1** 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第 1 部：一般要求事項

**JIS C 8303** 配線用差込接続器

**JIS C 8367** 圧力式サーモスタット

**JIS C 9335-1** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則